

様式第五の二(第四条の五の七関係)

裁 決 申 請 書	道路法第四十四条第五項(第六十九条第一項、第七十条第一項 前段、第七十二条第一項、第七十五条第五項、第九十一条第三 項)の規定による損失の補償について、同条第六項(同条第二項、 同条第三項、同条第二項、同条第六項、同条第四項)の規定によ る協議が成立しないから、左記により裁決を申請します。
裁決申請書 住所 氏名	道 路 法 第 四 十 四 条 第 五 項 (第 六 十 九 条 第 一 項 、 第 七 十 条 第 一 項 前 段 、 第 七 十 二 条 第 一 項 、 第 七 十 五 条 第 五 項 、 第 九 十 一 条 第 三 項) の 規 定 に よ る 損 失 の 補 償 に つ い て 、 同 条 第 六 項 (同 条 第 二 項 、 同 条 第 三 項 、 同 条 第 二 項 、 同 条 第 六 項 、 同 条 第 四 項) の 規 定 に よ る 協 議 が 成 立 し な い か ら 、 左 記 に よ り 裁 決 を 申 請 し ま す 。
相手方 住所 氏名	
年 月 日	記
一、損失の事実	一、損失の事実
二、損失の補償の見積り及びその内訳	二、損失の補償の見積り及びその内訳
三、協議の経過	三、協議の経過
収用委員会御中	裁決申請者 住所 氏名
備考	
一、裁決申請者が二人以上の場合は、連名で申請することがで きる。	
二、「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせ て記載すること。	
三、「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の 基礎を明らかにするものとし、法第七十条第一項後段の規 定によつて工事を行うことを要求する場合は、その費用の 見積りをあわせて記載すること。	
四、「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成 立しない事情を明らかにすること。	